

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年六月二十四日奈良県指令高土第二七一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十月七日高土第八五五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市七六六番一、七六六番五及び七六六番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一三六三番地

有限会社サントミ 代表取締役 高松富也